

また、めおほせたらば、殿原皆引出物を一づ、友正にたびてはかりなき事をすべし。若取得ぬ物ならば、友正其ちやうにきらめくべしと云堅めてけり、かくて友正葛袴にそば取りて、件の犬の前を過けるに、案の如く、犬走りかゝりて、大口あきてくいつかんとするを、友正拳を握りて、犬の口へ突入てければ、犬敢てくはず、今片手にて、かうづるを取りて、死ぬばかり打てけり、其後此犬人くふ事なく成にけり、おらがひつる侍共、目もあやに覺えて、ゆゝしき事して引出物取らせけり、すべておらがひおこの事也。

〔良將達德抄〕<sup>十</sup>南龍院殿御足

江

猛犬喰付之時直に喉中に踏入給ふ事

宰領の歩行の者、小姓衆に向ひ、此犬ことの外人に荒く候と申を、御構なく、椽鼻にて、此犬はりやうぎ、にて可有能貌がまへ也と、御足にて犬の貌を御なで候得ば、其犬大きにほえて、御足に喰付を御足を直に犬ののどへ踏入させ給ふ、犬はのどへ足をつきこまれ、散々吠て尾をすぼめ逃のく、是より頼宣卿を、彼犬見奉りては恐れて、いつも尾をしきたる也、此時御足御引候は、かみ切可申を、直に犬ののどへ踏込給ふ、其早業剛強たとえん方なし。

〔事實文編附録〕<sup>十一</sup>書若狹義婢事

天爵

義婢名綱、若狹小松原人、父角右衛門、家貧賤、以捕魚爲業、綱年十五、仕于邦人松見氏、松見之兒未免懷、則綱常懷焉、一日綱負其兒而出、遇瘦狗走、綱曰、吾聞傷於瘦狗者死、乃伏兒於地、以己身覆之、則狗來齧、綱傷數創、流血濺、葛然恐、兒壓死、四肢據地、以得全腹下之兒、松見聞其事、卽走救之、則綱唯言、賢子無恙、而後死、實明和六年己丑七月三日也、事聞邦君、乃賜錢于其父、以葬于邑之西德寺、爲立石以旌其義云。

○按ズルニ、瘦狗ハ狂犬ナリ、近世畸人傳ニ此事ヲ載セテ以テ狼ト爲スハ、恐ラクハ誤ナラン、〔燕石雜志〕<sup>五上</sup>俗呪方